

不利益処分の処分基準

処 分 名		市営住宅駐車場の使用許可の取消し		
根拠例規及び条項		多治見市営住宅管理条例(昭和 49 年条例第 13 号)第 21 条の 2 第 8 項		
所 管 部 課 名		建設部 建築住宅課		
処 分 基 準	関係法令等及び条項	多治見市営住宅駐車場に関する要綱(平成 4 年告示第 55 号)		
	基 準	条例第 21 条の 2 第 8 項及び多治見市営住宅駐車場に関する要綱第 15 条に定めるところによる。 要綱第 15 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明け渡しを命ずることができる。 (1) 不正の行為により使用許可を受けたことが判明したとき。 (2) 使用料を 3 か月以上滞納したとき。 (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。 (4) この要綱又はこれに基づく市長の指示命令に違反したとき。 (5) 条例第 21 条の 2 第 1 項に規定する要件を欠いたとき。 (6) 前各号に規定するもののほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。		
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				